

平塚競輪場広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚競輪場の場内の広告掲載について、平塚市広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、別表に定めるとおりとする。

(広告の規格等及び広告掲載料)

第3条 広告の規格等及び広告掲載料は、別表に定めるとおりとする。なお、月の途中から掲載する場合は、掲載日数によらない月極の掲載料とする。

(広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は一月単位とし、一年以内とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、市長が定める期日までに平塚競輪場広告掲載申込書（第1号様式）に掲載要綱に基づいた広告案を添付（以下「申込書等」という。）して市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定による提出があったときは、速やかに掲載の可否を決定し、平塚競輪場広告掲載決定通知書（第2号様式）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(広告物の作成、設置及び撤去等)

第7条 広告主は、第3条の規定する規格により広告物を作成し、市長が指定する期日までに掲載しなければならない。

2 掲載する広告については、広告主の責任において製作しその費用はすべて広告主の負担とする。

- 3 広告の撤去及び補修等維持管理は広告主において行い、その費用はすべて広告主の負担とする。
- 4 広告掲載期間中に広告の掲載を取りやめる時は、広告主において原状を回復し、その費用はすべて広告主の負担とする。

(広告物の維持管理)

第8条 広告物の維持管理については、広告主が責任をもって行うものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、掲載要綱第11条各号に該当する場合のほか、広告主が次の各号いずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告物の掲載がなかったとき。
- (2) 自己の都合により、決定した広告掲載を取りやめたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、平塚競輪場広告掲載取消決定通知書(第3号様式)により、広告主に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

番号	広告媒体名	規格 (1区画あたり)	広告掲載料 (月)	区画数 等	掲載期間
1	第2センター壁面広告	縦1.7m×横7m (横断幕)	15,000円	5区画	1か月以上
2	バンク内立看板広告	縦0.7m×横5.4m (自立型看板)	20,000円	4区画	1か月以上
3	第1センター 大型映像横広告(右側)	縦6m×横11m (横断幕)	300,000円	1区画	1か月以上
4	第1センター 大型映像横広告(左側)	縦6m×横4.3m (横断幕)	100,000円	1区画	1か月以上
5	バックスタンド壁面広告	縦2m×横7m (横断幕)	18,000円	2区画	1か月以上
<u>6</u>	<u>メインスタンド1階</u> <u>ラッピング広告</u>	<u>縦1.8m×横0.9m</u> <u>(ロッカー)</u>	<u>10,000円</u>	<u>7区画</u>	<u>1か月以上</u>
<u>7</u>	<u>メインスタンド3階</u> <u>ラッピング広告</u>	<u>縦1.8m×横0.9m</u> <u>(ロッカー)</u>	<u>2,000円</u>	<u>8区画</u>	<u>1か月以上</u>
<u>8</u>	その他簡易な広告	のぼり 1本 ポスター(B1)1枚	200円	決定後 協議	1か月以上